


シルバーさっぽろ


 公益社団法人 札幌市シルバー人材センター 会報編集委員会
 (ホームページ URL <http://www.s-silver.jp>)
 発行/令和4年4月
 札幌市白石区本通16丁目南4-26 リフレサッポロ4階
 TEL.011-826-3296

2022
4
 第125号

全国統一安全就業スローガン

『いつまでも 働く喜び 無事故から』



赤レンガと桜

水芭蕉

シルバー人材センター
 (愛称 生き活きセンター)



もくじ

- 「第3次基本計画」(3ヶ年)の策定について 2
- 令和4年度 事業計画・収支予算 3~4
- 令和3年度 会員継続調査による意見・要望について 5
- 地域班活動のようす 6~8
- 本部事務所及び東支部事務所の一時移転について 8
- インボイス制度・配分金振込時の手数料について 9
- 令和4年度 技能研修会のご案内 10~11
- 札幌市消防局・北海道警察からのお知らせ 12
- シルバー派遣事業について 13
- おすすめ カンタン ストレッチ体操 14
- 事務局だより 15~16

「第3次基本計画」(3ヶ年)の策定について

「第2次基本計画」(平成29年度～令和3年度)の計画期間満了に伴い、事業計画推進委員会(会員理事12名、常務理事1名、事務局6名で構成)で検討した「第3次基本計画」(案)が第4回理事会で承認されました。令和4年度から令和6年度までの3年間、この計画を基に事業を推進します。計画の概要は以下のとおりです。

1 計画策定の趣旨

シルバー人材センター事業は、高齢者が健康で働く意欲がある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」を実現し、高齢者自身が地域社会の支え手として活躍することを目的としています。

少子高齢化が急速に進展し労働人口が減少している中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍できる環境整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正されました。令和3年4月の改正では、定年制の廃止や継続雇用制度の導入、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とするなど「生涯現役社会」の実現が強く求められており、シルバー人材センターの果たす役割の重要性と地域社会の期待は一層大きなものとなっています。

第3次基本計画の策定にあたっては、シルバー人材センターを取り巻く社会経済情勢が大きく変化の中で、事業をさらに発展させるため、具体的に取り組むべき施策を掲げました。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、定年延長等の雇用環境の変化や急速なデジタル化等、時代の変化のスピードに対応できるよう3ヶ年の期間で策定しました。

第1次 平成24年度(2012年度)から平成28年度(2016年度)までの5年間

第2次 平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)までの5年間

第3次 令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)までの3年間

3 基本指針(3本柱)

(1) 財政基盤の強化・拡大

－健全運営のための資金確保、事務局体制の強化－

厳しい社会・経済状況などに対応できる健全な財政基盤を確立するため、以下の主要課題について検討・推進する。

- ① 就業体制の支援策について
- ② 事業収支の適正化策について
- ③ 新規受託事業の拡大について

(2) 受注体制の強化

－会員拡大、就業機会拡大、新しい職種の醸成－

発注者からの様々な要望に応えるため、新しい職種の検討、事故防止策等について、以下の主要課題について検討・推進する。

- ① 会員拡大のための入会促進策と事業の普及啓発の施策について
- ② 新たな職種の拡大と取り組みについて
- ③ 事務分野の充実
- ④ 家事・援助サービス分野の充実
- ⑤ 派遣事業の取り組みの推進について
- ⑥ 安全就業及び健康維持の推進策について
- ⑦ 傷害事故及び賠償事故の防止策について
- ⑧ 「発注者の満足度向上」に向けた施策

(3) 就業体制の強化

－適正就業の推進、職群班による就業の推進－

多くの会員に就業機会を提供するための職種グループ就業を推進するため、以下の主要課題について検討・推進する。

- ① 受託事業及び派遣事業の就業適正化策について
- ② 会員による下見作業について
- ③ グループ就業の推進
- ④ 世話役等の具体的な役割について

令和4年3月18日に開催されました令和3年度第4回理事会において、令和4年度の事業計画が承認されました。

I 基本方針

地域の高齢化が進展する中で、元気な高齢者が働くことを通じ、自らの生きがいの充実を図るとともに、地域社会の活性化に寄与するシルバー人材センターの存在意義はますます重要となっています。

しかしながら、長引く新型コロナウイルスの影響による発注者からの事業規模の縮小要請や契約解除、また、定年延長等、雇用環境情勢も変化しセンター事業を実施していくうえで、様々な課題があります。このような厳しい状況ではありますが、人生100年時代を見据え「生涯現役社会」を実現するため、新しい生活様式に対応しつつ、会員の拡充と就業機会の確保に取り組んでいきます。

II 事業計画

1 財政基盤の強化

- (1) 地域に密着した就業ニーズ等、新たな職種については継続して検討します。
- (2) シルバー事業の周知、理解を広めるためにも賛助会員の拡充に努めます。
- (3) 事務局運営経費の効率的な執行に努めます。

2 受注体制の強化

- (1) 会員の入会促進
- (2) 就業開拓の推進
- (3) 会員の技術・技能の向上

3 就業体制の整備

- (1) 就業機会の拡大
- (2) 適正就業の推進
- (3) 会員継続調査の実施

4 地域班・職群班組織の充実

- (1) 地域班活動の活性化
- (2) 職群班活動の推進

5 安全就業の確保

安全はすべてに優先します。「安全就業」の重要性を理解していない会員は一人もいませんが、「理解していること」を具体的な形で実行することが事故防止にとって最も重要なことです。

今後も事故件数を軽減するよう、以下の事項を実施します。

- (1) 安全就業の強化
- (2) 会員の健康管理

6 広報活動の充実

- (1) 会員への情報提供
- (2) 普及啓発活動

7 事務局体制等の強化

令和2年度に開設した「北支部」により4支部体制となり、活動拠点が増えたことで発注者及び会員双方の利便性が向上するなど、センターにとってのメリットを有効に活用し、事務局体制の強化を図ります。

8 第3次基本計画に基づく事業の実施

令和4年度からスタートする「第3次基本計画」は、定年延長等の雇用環境の変化や急速なデジタル化等、時代の変化のスピードに対応できるよう3ヶ年の期間で策定しました。また、より効果

的な活動をするために構成を再編した事業計画推進委員会の各部会は、前計画から継続して検討する項目及び、新たに設定された課題等への取組みを行います。

9 令和4年度の目標設定

会員数	受注件数		受注金額	
4,200人	受託事業	20,000件	受託事業	9億1千万円
	派遣事業	600件	派遣事業	5億0千万円
	合計	20,600件	合計	14億1千万円

令和4年度 収支予算

※詳細は定時総会の議案書をご覧ください。

令和4年3月18日に開催されました令和3年度第4回理事会において、令和4年度の収支予算が承認されました。

令和4年度 収支予算書

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度当初予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	910,000,000	900,000,000	10,000,000
労働者派遣事業等受託収益	62,000,000	68,000,000	△ 6,000,000
受取会費	5,923,000	5,923,000	0
受取補助金等	78,608,000	68,942,000	9,666,000
雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	1,056,532,000	1,042,866,000	13,666,000
(2) 経常費用			
事業費	1,047,973,000	1,035,256,000	12,717,000
管理費	8,682,000	8,082,000	600,000
経常費用計	1,056,655,000	1,043,338,000	13,317,000
当期経常増減額	△ 123,000	△ 472,000	349,000
当期一般正味財産増減額	△ 123,000	△ 472,000	349,000
一般正味財産期首残高	28,422,971	39,108,119	△ 10,685,148
一般正味財産期末残高	28,299,971	38,636,119	△ 10,336,148
II 正味財産期末残高	28,299,971	38,636,119	△ 10,336,148

[収支予算書に係る注記]

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度当初予算額	増 減
【投資活動収支の部】			
<投資活動収入>			
投資活動収入計	0	0	0
<投資活動支出>			
特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	844,000	1,724,000	△ 880,000
固定資産取得支出			
什器備品購入支出	200,000	200,000	0
リース購入資産購入支出	7,860,000	7,604,000	256,000
投資活動支出計	8,904,000	9,528,000	△ 624,000

令和3年度 会員継続調査による意見・要望等について

令和4年1月に実施した会員継続調査の発送枚数は3,561通。そのうち返信があったのは2,885通でした（回収率81.0%）このうち、調査票の裏面下段に記入いただいた意見・要望等の中から、主なものについて回答を掲載しました。

意見・要望等	回 答												
配分金の改定について教えてください。	<p>シルバー人材センターの受託事業（請負又は委任）で得る報酬は、賃金や給与ではないため最低賃金は適用されませんが、配分金の総額を標準的な作業時間で除した額は、原則として最低賃金を下回らない水準を勘案しています。</p> <p>配分金見積基準表の改定にあたり会員の意見や要望等をより反映する仕組みとするため、令和3年9月に「配分金見積基準表検討委員会」を設置し、新「配分金見積基準表」（案）を作成しました。この新「配分金見積基準表」（案）は第3回理事会で承認を得ましたので令和4年4月1日より新しい「配分金見積基準表」での運用となります。今後も最低賃金の改定状況等を参考にしながら検証していきます。</p>												
会員登録や就業に関して定年はあるのですか？	<p>シルバー人材センターは、会員の定年はありませんので、健康で働く意欲があれば年齢に関係なく活躍することが出来ます。</p> <p>受託事業の場合、最長でも1年間の契約となりますので、就業期間も同期間となりますが、更新することにより継続する場合があります。</p> <p>また、同一就業先での継続した就業は5年を限度とすることを定めた「就業期限基準」を平成21年度から施行しており、現在は公共関係3業務（日直代行業務、自転車誘導整理業務、区民センターでの案内業務）に適用し、より多くの会員に就業機会を提供するよう心掛けています。</p> <p>なお、「就業期限基準」は、入会時に配布した「会員のしおり」に掲載しています。</p>												
シルバー人材センター受託事業又は、派遣事業で適切な用語があると聞いていますが、どのような用語でしょうか？	<p>シルバー人材センター事業での適切な用語については、厚生労働省職業安定局から「シルバー人材センター受託事業の適正な運営の徹底について」により全国のシルバー人材センターに指導されています。</p> <p>受託事業或いは派遣事業のそれぞれ適切な用語を使用し、混乱の招くことのない様、注意が必要です。</p> <table border="1" data-bbox="517 1189 1474 1487"> <thead> <tr> <th>受託事業（請負又は委任契約）</th> <th>派遣事業（道シ連※に雇用され派遣契約）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配分金</td> <td>給料、賃金</td> </tr> <tr> <td>1時間あたりの配分金、1日あたりの配分金、1回あたりの配分金</td> <td>時給、日給</td> </tr> <tr> <td>就業、就業時間</td> <td>勤務、勤務時間</td> </tr> <tr> <td>就業場所、就業現場、作業場所</td> <td>職場、勤務場所</td> </tr> <tr> <td>経路途上</td> <td>通勤経路</td> </tr> </tbody> </table>	受託事業（請負又は委任契約）	派遣事業（道シ連※に雇用され派遣契約）	配分金	給料、賃金	1時間あたりの配分金、1日あたりの配分金、1回あたりの配分金	時給、日給	就業、就業時間	勤務、勤務時間	就業場所、就業現場、作業場所	職場、勤務場所	経路途上	通勤経路
受託事業（請負又は委任契約）	派遣事業（道シ連※に雇用され派遣契約）												
配分金	給料、賃金												
1時間あたりの配分金、1日あたりの配分金、1回あたりの配分金	時給、日給												
就業、就業時間	勤務、勤務時間												
就業場所、就業現場、作業場所	職場、勤務場所												
経路途上	通勤経路												
法律に抵触するため、取り扱うことができない仕事があると聞きましたが、どのような仕事でしょうか？	<p><受託事業>請負又は委任契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ①道路交通法 除雪をする場合は、公道や許可されていない公園に雪を移動すると法律違反になります。 ②産業廃棄物処理法 廃棄物を持ち帰る、処理場に持ち込む行為は無資格の場合、法律違反となります。 ③動物愛護法 無資格で動物（犬・猫など）の散歩、餌やりは法律違反となります。 ④警備業法 警備巡回行為や車両誘導は無資格の場合、法律違反となります。 <p><派遣事業>道シ連※に雇用され派遣契約 労働者派遣法により次の業務は取扱うことができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①港湾運送業務 ②建設業務 ③警備業務 ④病院・診療所等における医療関連業務 ⑤弁護士、社会保険労務士等のいわゆる「士」業務 												

※道シ連：公益社団法人北海道シルバー人材センター連合会

東支部 ●厚別区地域班

令和元年4月に地域班運営委員長就任以来、最近迄の活動を振り返ってみました。

就任から2期4年も勤めるとは考えてもいませんでした。20代の頃、仕事関係で石川県から縁もゆかりも無い北海道に来ました。人様との出会いに恵まれ生かされてきました。60代で縁があり札幌市シルバー人材センターに入会後、所属の班長から次期班長に推薦されたのが、地域班運営委員会とのご縁の始まりです。年に数回会報を配るだけと言われ、簡単そうだと深く考えずお引き受けしました。

今思えばよく知らずに地域班の業務や仕組みを直接体験できた事が新鮮に感じた様です。やっているうち段々と地域班活動に関心を持つようになって、その中で会員同士のコミュニケーションを取ることが大事だと思えるようになってきました。それで、前任運営委員長が中心となって「厚別区地域班ホームページ」を立ち上げました。最初はシステム運用管理者他、関係者の多大なご尽力がありました。利用者の1人として今も大変感謝しています。このツールが会員にとって愉しく便利に使えるようになり、更に浸透するように改善を加えていきたいと思えます。目次も、「今後の予定」「実施済行事」「各種活動」「活動費予算執行状況」「案内状」「議案書」「掲示板」等があり、使いやすいようになってきました。加えて機能性の快適性、利便性、情報伝達の効率の良さが実感できるよう、皆様と一緒に実践し、お役に立ちたいと思っております。

令和4年度は、次年度からの新運営委員長後継者選びの年にしたいと思っております。令和2年度以降新型コロナの影響で活動が十分とは言えませんでした。下記のような活動は継続いたしました。

① 令和3年7月21日

7班会議。班長・副班長の担当会員数について現行体制を踏襲しつつ新体制案について話し合いました。

② 令和3年12月13日

庭仕事3職種世話役連絡会議。職種代表者の情報交換会の事前紹介事項の検討と令和3年度活動の反省と令和4年度活動の意見交換を行いました。

③ 令和4年1月24日

自転車誘導整理業務の職群班編成準備会合。厚別区地域班運営委員会組織・自転車誘導整理職群班編成の意義・月次就業報告書や業務日報提出方法について等意見交換を行いました。

活動した内容はホームページ <https://sathui.web.fc2.com/>（閲覧するにはメールアドレスを登録する必要があります。詳しくはHP内を参照してくださいね。）に掲載しています。閲覧登録者は10%程度ですが、日常的にパソコンを活用しコミュニケーションする人が大半になる日はそんなに遠く無いと思えます。

（記：浅川 辰則）



7班もみじ台班会議



庭仕事3職種世話役連絡会



自転車誘導整理班の職群班編成準備会議

東支部 ● 清田区地域班

令和3年を振り返ってみますと、コロナ感染症で気の抜けない日々でした。10月後半辺りから少し落ち着きを見せ、下記部分が実行できるかに思えたのですが、オミクロン株による第6波では大きな感染拡大となっている状況の中であって、各種会議、行事の縮小及び中止を余儀なくされています。

清田区地域班の活動計画は以下の様な行動内容でした。

地域班運営委員会7回、自主研修(剪定・冬囲い)各1回、機械除草1回、女性部連絡会議2回、地域班会報「きよた」を4回発行、新年研修交流会1回、職群班グループ世話役会議を随時開催、各班に於ける班会議(交流懇談会)・チラシ配布(清田区役所前)を本来なら随時行動実施する予定で準備してまいりました。

運営委員会も中止または人数制限による開催でしたが、12月に、久しぶりに役員、正副班長19名の参加者で開催する事が出来ました。

5月に職群班長、代表世話役、世話役、関係者会員23名の参加の下で庭3職種グループ会議を開催しました。

議題の中心は昨年発生した4件の事故(物損、剪定作業で損害事故、障害、除雪作業中会員死亡)問題視し全員対象に再編を行う事とし、庭3職種グループ関係会員に「清枝会」入会文章を送付し入会を呼びかけました。

(※「清枝会」とは・・・平成30年に有志の会として発足した庭3職種の自主研修グループ)

しかし、約3割が不参加となり課題が残りました。今後は全体の信用向上や事故撲滅に繋げるためにも、地域班で開催する安全講習、自主研修会等に積極的に参加し会員の意識と技能の向上を図って行く事が求められていると思います。

今後の庭三種の展望は剪定・機械除草の繁忙期において会員の多数が両職群に属している事から日程及び会員確保に苦慮するリーダー会員を多々見受けられます。技術面でも特定の会員に負荷が掛かる傾向も有り、会員の高齢化が進んで来るなか身体的負荷による事故率が上がる事も懸念されます。入会希望者も高齢傾向で希望職種も屋内就業・管理関係就業希望が多く、特に剪定については技術面の向上を図って後継者作りが喫緊の課題であります。近い将来お客さまの要望に答えられなくなることも考えられ、また新規のお客様の受け入れが出来ない状況になる事態を避けたいと思っております。

(記：中矢 富数)



根曲竹を使った冬囲いの例

西支部 ● 手稲区地域班

令和2年から続くコロナ禍がいまだに収まる気配を見せていません。今年度上半期の活動状況を見ると、運営委員会議、その他の活動(自主研修会)、地域懇談会、女性部連絡会議、裁縫・おはりの会自主研修又、職種グループ会議等が一部中止となっています。10月からの下半期も感染力の非常に強いオミクロン株の急速な拡大により、手稲区地域班もまん延防止を図るため、一部中止という事で推移しております。

5月に予定していた機械除草班「安全就業自主研修会」は昨年に続き中止することになり、毎回準備してきた世話役の方々に御苦勞をかけました。今年度が無事故でシーズン終了出来たのも、常日頃から「安全就業」を会員に呼び掛けてきた賜物と思います。

6月には「植木の手入れ班自主研修会」を開催する事ができ、コロナ対策を十分に行い研修は午前中で終了しました。実技のほか事故防止のため「依頼者の意向を十分確認すること」等も含め作業前のミーティングに時間をかけま



冬囲いの自主研修

した。

10月には、「植木の冬囲い」の自主研修会を行いました。退会された会員の「不要になった道具類」を新人会員や他の欲しい会員にお世話することも代表世話役が中心になって行っております。脚立、剪定鋏、トリマー等が喜ばれている様です。

女性部からは1月14日に手稲区と西区との合同で「裁縫作品展」を西区民センターにて開催されました。後日、「作品展を開いてよかった」と会員の声があり、話し合いの中で「今後、西区をはじめ他区との交流も図り活動を活発化させて行こう」との声を女性部長から報告を受けました。手稲区地域班女性部の活動が、形となって少しずつですが表面にあらわれてきたと実感しており、今後も見守り応援していきたいと思っております。

(記：中村 晏雄)



さらし竹を使った冬囲いの例

令和4年度 定時総会 開催のご案内(予定)

令和4年6月10日(金) 14時00分 札幌市教育文化会館大ホール

詳細につきましては、別途ご案内させていただきます。

本部事務所及び東支部事務所の一時移転について

1. 当該事務所が入居している施設「リフレサッポロ」について、札幌市が実施する保全推進事業（施設の長寿命化を図るため、市有建築物の計画的な修繕）の対象となり、約1年間、大規模修繕工事が行われます。工事期間中、入居団体は施設から退去する必要があるため、仮事務所で業務を行うこととなります。
2. 仮事務所で業務を行う期間（予定）
令和4年4月18日（月）から令和5年3月末までの約1年間
※開始日は現時点での予定であり変更となる場合がございます。
3. 仮事務所
札幌商工会議所 白石商工センター（2階）
札幌市白石区本通17丁目南5-15
※本部事務所・東事務所ともに電話番号及びFAX番号は現在と同じ番号となります。
来客用の駐車場はありません。
4. 郵便物について
移転前事務所宛の郵便物は、移転先事務所へ配達されるように転送手続きを行っておりますので移転前の住所で郵送しても大丈夫です。

消費税法改正によるインボイス制度の影響について

令和5年10月1日付で消費税法の改正が予定されており、全国各地のシルバー人材センターは大きな影響を受けることが懸念されています。

●消費税法上における配分金の取扱い

シルバー人材センター（以下「センター」と表記）が受託事業として契約した仕事を会員へ提供することは、会員各人がセンターから仕事を請け負う、又は委任を受けることになるため、消費税法上の個人事業主とみなされます。また、センターから会員へ支払う「配分金」には消費税が含まれています。

●インボイス制度の概要等

令和5年10月1日付の消費税法の改正により消費税における「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が施行される予定です。

センターが会員へ支払う「配分金」には消費税が含まれていますがインボイス制度では、免税事業者との取引については消費税に係る仕入控除が認められなくなります。

センターの会員は、ほぼ全員が免税事業者（年収1,000万円以下）であることからインボイス制度が施行されると、会員（免税事業者）への配分金支払いについては、段階的に仕入控除が認められなくなるため、センターは配分金に含まれる消費税相当分を新たに負担することとなり、センターの運営に多大な影響を及ぼすこととなります。

●今後の対応

現在、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会が中心となり、今後の対応について検討している状況です。

配分金振込時の手数料について

現在、ゆうちょ銀行宛の配分金支払いにつきましては「給与預入制度」を利用しており、振込時の手数料は無料（※）ですが令和4年3月末を以って「給与預入制度」が廃止となる旨、ゆうちょ銀行より通知がありました。令和4年4月より新制度へ移行することとなりますが、配分金は「総合振込」扱いとなりますことから規定の振込手数料が発生することとなります。

従前から配分金支払時の「振込手数料」は会員負担としておりますが、今回のゆうちょ銀行の振込制度の移行に伴い、配分金振込先を「ゆうちょ銀行」としている会員につきましても令和4年4月以降、振込手数料の負担（配分金から控除）が発生いたしますのでご理解のほどお願いいたします。

※本来、「配分金」は給与ではありませんが現行の「給与預入制度」では特例で「給与扱い」となり振込手数料が無料となっています。

■現在の振込手数料（令和4年3月振込分まで）

ゆうちょ銀行宛	北洋銀行宛	その他の金融機関宛
0円	110円	440円

■令和4年4月1日以降振込分の振込手数料

ゆうちょ銀行宛	北洋銀行宛	その他の金融機関宛
66円	110円	440円

※振込手数料は、いずれも振込1回あたりの会員負担額

令和4年度 技能研修のご案内

毛筆筆耕（宛名・賞状書き）、除草（機械）、植木の手入れ、植木の冬囲いの就業を希望される方は、必ず研修に参加し評価（判定）を受けてから就業していただくことになります。（受講はすべて無料です）

研修名		コース・会場・開催日・研修時間・開催期間・定員等	
毛筆筆耕 研修	宛名書き	【日程】	Aコース(全10回):5月16・30日 6月13・20・27日 7月4・19日 8月8・29日 10月11日 Bコース(全10回):5月17・31日 6月14・21・28日 7月5・20日 8月9・30日 10月12日
		【定員】	25名
		【時間】	毎回10:00～12:00 各コース 10日間の開催 最終回に判定作品を提出
	【会場】	札幌商工会議所付属専門学校(教室)	
	賞状書き	【日程】	賞状書きコース(全10回):5月17・31日 6月14・21・28日 7月5・20日 8月9・30日 10月12日
		【定員】	25名
【時間】		毎回13:30～15:30 10日間の開催 最終回に判定作品を提出	
【会場】	札幌商工会議所付属専門学校(教室)		

※今年度は研修を開催する場所が「**商工会議所専門学校**」となります。そのため、学校側の都合により研修開催日変更の可能性あります。
 ※研修開催場所となります、商工会議所専門学校には、**会員が使用出来る駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用願います。**

- ・「宛名書き」研修を、初めて受講される方はAコースにお申し込み下さい。
- ・「宛名書き」研修を、既に受講の経験がある会員さんはBコースにお申し込み下さい。
- ・過去に「宛名書き」研修や「賞状書き」研修を受講し、過去に判定評価を受けている方は最終回に作品を提出するだけで判定評価を受けることも出来ます。ご希望の方は下記の担当者までお問い合わせのうえ、事前にお申し込み下さい。
- ・「賞状書き」研修は、宛名書き研修で既にB以上の判定を受けた方が対象の研修です。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、「まん延防止処置重点措置」「緊急事態宣言」が発令時は中止となる場合がございます。

研修名		コース・会場・開催日・研修時間・開催期間・定員等	
普通 研修	除 草(機械)	【日程】	普通コース①(3日間) 【定員】各コース 25名 【時間】と【会場】は下記のとおりです。 5月23・24・25日 1日目【時間】10:00～16:00 【会場】札幌商工会議所付属専門学校(教室)
		【日程】	普通コース②(3日間) 2日目【時間】10:00～16:00 【会場】聖心女子学院 8月22・23・24日 3日目【時間】10:00～16:00 【会場】聖心女子学院
		【日程】	普通コース①(2日間) 【会場】1日目:札幌商工会議所付属専門学校(教室) / 2日目:発寒小学校 9月12・13日 【定員】25名【時間】1日目10:00～16:00 2日目10:00～16:00
	植木の冬囲い	【日程】	普通コース②(2日間) 【会場】1日目:札幌商工会議所付属専門学校(教室) / 2日目:厚別西小学校 9月26・27日 【定員】25名【時間】1日目10:00～16:00 2日目10:00～16:00
		【日程】	
		【日程】	

※今年度は研修を開催する場所が「**商工会議所専門学校**」となります。そのため、学校側の都合により研修開催日変更の可能性あります。
 ※研修開催場所となります、商工会議所専門学校には、**会員が使用出来る駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用願います。**

- ・普通研修は未受講の方が対象です、過去に受講された方は上級判定会にお申込みください。
- ・天候不順（台風・大雨・雪 等）の場合は研修延期、中止の場合がございます。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、「まん延防止処置重点措置」「緊急事態宣言」が発令時は中止となる場合があります。

研修名		コース・会場・開催日・研修時間・開催期間・定員等	
普通 研修	植木の手入れ	【日程】	普通コース①(2日間) 【会場】1日目:札幌商工会議所付属専門学校(教室) / 2日目:発寒小学校 6月6・7日 【定員】25名【時間】1日目10:00～16:00 2日目10:00～16:00
		【日程】	普通コース②(2日間) 【会場】1日目:札幌商工会議所付属専門学校(教室) / 2日目:厚別西小学校 7月25・26日 【定員】25名【時間】1日目10:00～16:00 2日目10:00～16:00
	【日程】		
	【日程】		

※今年度は研修を開催する場所が「**商工会議所専門学校**」となります。そのため、学校側の都合により研修開催日変更の可能性あります。
 ※研修開催場所となります、商工会議所専門学校には、**会員が使用出来る駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用願います。**

- ・「植木の手入れ」研修の受講には過去に植木の手入れの作業を経験された方で、植木の手入れに必要な道具を持参できる人を対象にしています。植木の手入れを経験されていない方は受講できませんのでご注意ください。また、基礎的な知識などの講義は行いません、また道具の貸出しも致しません。
- ・普通コースの研修は未受講の方が対象です、過去に受講された方は上級判定にお申し込みください。
- ・天候不順（台風・大雨・雪 等）の場合は研修延期、中止の場合もございます。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、「まん延防止処置重点措置」「緊急事態宣言」が発令時は中止となる場合があります。

研修名		コース・会場・開催日・研修時間・開催期間・定員等			
上級判定	除草(機械)	【日程】	上級判定 (2日間) 9月5・6日	1日目【時間】10:00~16:00 2日目【時間】10:00~16:00	【会場】札幌商工会議所附属専門学校(教室) 【会場】南郷通り17丁目団地(予定)
	植木の冬囲い	【日程】	上級判定 (2日間) 10月3・4日	1日目【時間】10:00~16:00 2日目【時間】10:00~16:00	【会場】札幌商工会議所附属専門学校(教室) 【会場】聖心女子学院
	植木の手入れ	【日程】	上級判定 (2日間) 7月11・12日	1日目【時間】10:00~16:00 2日目【時間】10:00~16:00	【会場】札幌商工会議所附属専門学校(教室) 【会場】聖心女子学院
<p>※今年度は研修を開催する場所が「商工会議所専門学校」となります。そのため、学校側の都合により研修開催日変更の可能性あります。 ※研修開催場所となります、商工会議所専門学校には、会員が使用出来る駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用願います。 ・同じ年度内に普通研修と上級判定を受講することは出来ません。(上級判定の受講は普通研修受講の翌年以降になります) ・上級判定は過去に「除草(機械)」「植木の手入れ」「植木の冬囲い」の研修でCの判定評価を受けていて、就業の実績がある会員が対象です。 ・上級判定の実技の際にはご自分の道具を持参して頂きます。 ・天候不順(台風・大雨・雪等)の場合は研修延期、中止の場合があります。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、「まん延防止処置重点措置」「緊急事態宣言」が発令時は中止となる場合があります。</p>					

研修名		コース・会場・開催日・研修時間・開催期間・定員等			
その他の研修	三職種更新研修	「除草(機械)」「植木の手入れ」「植木の冬囲い」の普通研修及び上級判定のいずれかの研修を受講して 5年を経過した会員 が対象になります。		【会場】札幌商工会議所附属専門学校(教室) 【開催時期】令和4年2月中旬を予定しています。 【案内】受講対象会員には、事務局からお知らせします。	
	ヘッジトリマー研修	「植木の手入れ」研修でB以上の判定を持ち、植木の手入れ作業においてヘッジトリマーの使用を希望する場合は研修の受講が必要です。		【会場】札幌商工会議所附属専門学校(教室) 【開催時期】令和4年3月中旬を予定しています。 【案内】受講対象会員には、事務局からお知らせします。	

【受講を希望される方は、下記の要領でお申込みください】

- 各研修の申込は各支部に用意している申込書にてお願いします。
- 各支部以外での申込方法として「郵便・FAX・メール」で申込をお願いします。
- 「郵便・FAX・メール」で申込の場合【研修名】【コース名】【会員番号】【名前】【住所】を記入の上、送付して下さい。また、植木の手入れ研修については【作業の経験】【経験年数】も記入した上で申込をお願いします。
- 電話でのお申込みは受付けておりませんので、ご了承ください。**
- お申し込みの締切りは、原則として各研修会開始日の1ヶ月前です。(※先着順での申し込みではありません)
- 申込者が定員を超えた場合は抽選となり、抽選にはずれた方には原則、連絡を致しませんのでご了承ください。
- 研修終了後、受講会員本人と所属地域班の職群班長に技能判定の結果をお知らせしています。
- 技能研修のお申込みは、(公社)札幌市シルバー人材センターの会員に限ります。会員以外はお申し込みできません。
- 各研修会は事情により中止や日程の変更があり得ますのでご了承ください。

**申込または
お問合せ先**

〒003-0026
 札幌市白石区本通17丁目南5-15 札幌商工会議所 白石商工センター2F
 公益社団法人札幌市シルバー人材センター 総務課 担当:岩館
 ☎011-826-3296 FAX011-826-3439 e-mail:kensyu@s-silver.jp

注意!! 住宅火災が増えています!

平成 27 年から令和 2 年にかけて住宅火災は減少傾向にありましたが、一転して令和 3 年には前年比 20 件以上増加しております。今のご時世、おうち時間が増えているのが影響しているのかもしれませんが、また、火災による死者も増加しています。火の取扱いには十分注意し、普段から『備え』をしておきましょう!

火災への「備え」していますか? ~普段からの「備え」が大切です~

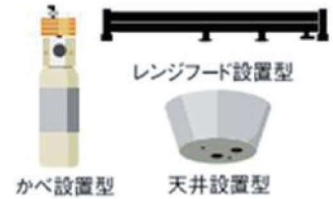
●住宅用消火器

手動で消火薬剤を噴射し、消火するものです。水よりも高い消火性能があり、持ち運びが簡単でさまざまな場所に対応可能です。



●自動消火装置

熱を感知して、自動で消火薬剤を噴射し、消火するものです。台所や暖房器具周辺、仏壇などさまざまな場所に設置できます。自動で消火してくれるので、消火器よりも安全です。



●住宅用火災警報器

熱や煙を感知して警報音を鳴らし、火災発生を知らせるものです。設置義務がありますので、必ず設置してください。点検も定期的に行いましょう。



役所(役場)から休日に還付金の電話?

道内全域で、市町村を問わず、「還付金詐欺」被害が多発しています。還付金詐欺は、役所(役場)を名乗り「還付金があるのでATMで手続きを」などとうソの電話をしますが、「閉庁日(休日)や閉庁時間帯(夕方)」のサギ電話が目立ちます。

また、「閉店時間帯で無人となった金融機関のATM」を利用した被害が目立ちます!



サギの犯人に休みはありません!

シルバー人材センターでは「派遣就業」が可能です

公益社団法人
北海道シルバー人材センター連合会

公益社団法人札幌市シルバー人材センター（以下、当センターとする）では、高齢者への就業機会の拡大を図るため、上部団体である公益社団法人北海道シルバー人材センター連合会（以下、連合会とする）が行う「労働者派遣事業」（シルバー派遣）の実施事務所として窓口業務を行なっています。

当センターに登録されている会員のうち、派遣事業で就業する会員を連合会の派遣労働会員として登録し、企業・事業所等へ派遣します。

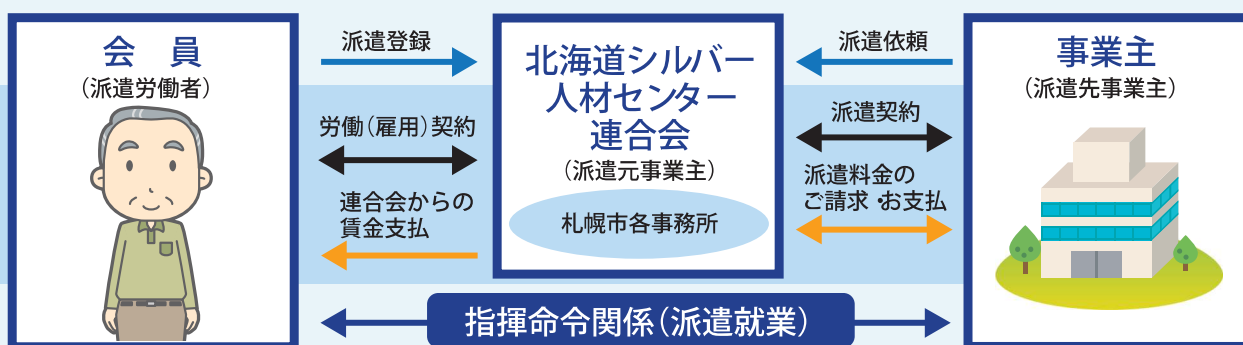
これまでに培った豊かな知識・技能を活かして、より専門的な分野でご活躍いただき、地域社会に貢献していただく機会を提供します。



『シルバー派遣事業』って？

当センターでは会員の就業機会拡大につなげるため、これまでの請負や委任による働き方だけでは対応できなかった「指揮命令を受ける作業」や「派遣先の従業員との混在作業」など、多様な働き方が可能となる、シルバー派遣事業を取り扱っています。

ただし、法の定めにより、港湾運送業、建設業務、警備業務、病院の医療関係業務へは派遣ができません。



会員(派遣労働者)の皆様へ

- 会員は、連合会との労働契約に基づいて、働くことになります。当センターは上記連合会の実施事務所として窓口業務を行います。その場合、当センターの中央支部事務所は「札幌市中央事務所」、東支部事務所は「札幌市東事務所」、西支部事務所は「札幌市西事務所」、北支部事務所は「札幌市北事務所」とそれぞれ呼称します。
- 働く形態は「臨時的かつ短期的な業務」またはその他「軽易な業務」の就業になります。
※「臨時的かつ短期的な業務」とは、概ね月10日程度以内の就業を指し、「軽易な業務」とは一定の職種（家事援助等）で、1週間当たりの就業時間が概ね20時間を超えない就業を指します。
- 従来から実施している受託事業（請負・委任）形態による就業とは全く異なる仕組みで、多様な働き方に対応できる就業形態です。
- 働いた対価は「賃金」として支払われます。
- 労災保険の適用はありますが、社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用はありません。
- 1人の会員が従来の請負・委任による働き方と派遣事業による働き方の双方を希望しても問題ありません。
- 派遣先の事業所から他の会員への交代要求があり、それが適正であると認められる場合は、交代することもあります。

▶▶▶ お気軽にご相談下さい ◀◀◀

中央区・豊平区 南区の方	札幌市中央事務所 011-614-2155 担当:有川・山崎	白石区・厚別区 清田区の方	札幌市東事務所 011-826-3279 担当:中山
西区・手稲区の方	札幌市西事務所 011-615-8228 担当:今井	北区・東区の方	札幌市北事務所 011-788-6915 担当:前田

札幌市シルバー人材センターから おすすめ カンタン ストレッチ体操

今回から新しいコーナーが始まりました！

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い自宅で過ごす時間が皆さん増えていると思います。そのため運動不足になっていませんか？

運動不足は体力や筋力が衰えて思うように身体が動かなくなったり、身体から脳への刺激が減って認知症につながってしまう要因になります。ですが、身体が硬いまま、高齢者が急に激しい運動をすると転倒やケガをしてしまう恐れがあります。

そこで「サッポロスマイル体操」からご自宅で出来る、おすすめのバランス&ストレッチ体操を一部、ご紹介します。

ぜひ、試してくださいね。



バランス&ストレッチ バージョン

① 大きく横曲げ
右・左 交互に2回ずつ



体幹の横曲げ
バランス感覚向上

② 大きくひねる
右・左 交互に2回ずつ



体幹の回旋
バランス感覚・水平に
保つ能力の強化

③ クラークポーズ
右・左 1回ずつ



重心移動をコントロール

機械除草作業における 自己チェック票を活用しましょう。

事故の発生を1件でも減らすことを目的とした「安全就業実施度自己チェック票」を用意しました。(対象となる方は、刈払機を使用する全ての会員です)

就業時には、自己チェック票を基に安全就業実施状況を確認してください。

なお、自己チェック票は、各支部に用意していますので、必ず活用してください。

屋外就業の季節です。害虫にご注意を！

毛虫

毛虫は6月

蜂

8月は蜂

- ・絶対に触らない
- ・こすらない、搔かない
- ・その場を離れるか、風上へ移動
- ・流水で洗い流す(こすらない)
- ・痒みが出たら病院で受診

- ・黒い服装はさける
- ・帽子は白いものを
- ・ステロイド軟膏の携帯(抗ヒスタミン剤系)
- ・香水・整髪料は蜂を刺激します

熱中症予防のために

暑さを避ける

室内では…

- 扇風機やエアコンで温度、湿度を調整
- 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- 室温をこまめに確認

外出時には…

- 日傘や帽子の着用
- 日陰の利用、こまめな休憩
- 天気の良い日は、日中の外出をできるだけ控える

からだの蓄熱を避けるために…

- 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

こまめに水分を補給する

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液*などを補給する。

※水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの

年に一度は健康診断を受けましょう！

安全就業基準第2条には「会員は心身共に健康であることが安全就業の前提である」と明記されています。

健康診断の必要性

早期には自覚症状が無く、症状が現れた時にはすでに進行しているという病気は少なくありません。症状の無い病気を早期に発見するには、無症状のうちから定期的な健康診断を受けることが大切です。ご自身の健康を守るためにも、まずは一人ひとりが自分自身のからだに向き合うことが予防の第一歩です。

健康診断の目的

- 【一次予防】健診結果から生活習慣の改善をし、病気を予防する。
- 【二次予防】病気を早期に発見し、早期治療につなげる。

健康診断の心がまえ(6か条)

1. 毎年欠かさず健診を受ける
2. 健診結果に必ず目をとおり、保存する
3. 結果はきちんと受け止める
4. 気になることがあれば健診機関に相談する
5. 再検査(精密検査)を恐れない、面倒がらない
6. 「異常なし」を過信せず、日頃から体のチェック



会員による『普及啓発チラシ』配布のお願い

多くの会員の皆様の就業機会が得られるように毎年実施している会員による普及啓発チラシの配布については着実にその成果をあげており、今年度も第1回目の配布を実施します。

今回、「会報シルバーさっぽろ第125号」と一緒に、普及啓発チラシをお届けいたしますので、コロナウィルス感染対策のため、ご近所での直接ポストへの投函等、出来るだけ人と接触を避ける方法でお配りいただきますようお願いいたします。

会員の皆様によるPR活動は、着実に実を結んでおります。

なお、チラシは一人10枚程度、お届けしますが、不足の会員さんは各支部事務所に予備がありますのでご利用願います。また配布の際には交通事故等に充分、お気をつけください。

緊急時の連絡体制について

緊急時とは、当センターが休業日（土・日・祝祭日・年末年始）において、就業中（就業先と自宅との往復途上を含む。）の会員が不慮の事故・急病等により緊急車両で病院に搬送された場合、又は就業中の会員が不測の事故を起こし、お客様や一般市民に傷害・損害を与えた場合で、瞬時にセンターと連絡を取る必要がある時のみであり、この場合の連絡体制は下記の通りとします。

会員が所属する地域班と支部		緊急連絡先	
		第1次連絡先	第2次連絡先（所属支部所長が不在で連絡が取れない場合）
中央支部	「中央区・豊平区・南区」地域班	中央支部所長 携帯 090-3777-3324	下記のいずれかに連絡すること。 事務局長 携帯 090-6218-2155 総務課長 携帯 090-3899-9693
東支部	「白石区・厚別区・清田区」地域班	東支部所長 携帯 090-3899-9711	
西支部	「西区・手稲区」地域班	西支部所長 携帯 090-3899-9671	
北支部	「北区・東区」地域班	北支部所長 携帯 080-9986-1856	

※緊急時以外でこの連絡体制を使用することは厳禁とします。

※「瞬時に」とは、センターの対応が休み明けでもよい場合については除外します。

※就業する際には、会員証及び緊急連絡先を記したメモを必ず携帯して下さい。

お気軽にご相談ください。

就業に関する悩みや不安などは、各支部（中央、東、西、北）までお気軽にご相談下さい。また、希望職種の変更等も随時、受け付けています。

- 中央支部 / 中央区大通西 19 丁目 1-1 札幌市社会福祉総合センター 2 階 TEL. 614-2155
- 東支部 / 白石区本通 17 丁目南 5-15 札幌商工会議所 白石商工センター (2 階) TEL. 826-3279
- 西支部 / 西区琴似 2 条 2 丁目 1-5 高道ビル 2 階 TEL. 615-8228
- 北支部 / 北区北 24 条西 5 丁目 1-1 札幌サンプラザ 3F TEL. 788-6915

編集後記

2022 年寅年は記録的大雪。JR が止まり、幹線道路は激しい渋滞。恨めしく空を見上げては、黙々と雪かきに精を出す毎日。筋肉痛が襲う。地球温暖化の影響なのか、今後は大雪や猛暑といった気候の変化の大きい年が多くなるのかも知れない。

コロナ禍で不要不急の外出を自粛した事と重なり、家での時間が増えた。覚えたての将棋に挑戦するも、上達の気配も無く直ぐに諦めムードに…。駒の動かし方を覚えてただけでよし！とする。ミニミニ断捨離も決行してみたが、代わり映えもせず。ストレス解消策は元々の趣味である、音楽や映画鑑賞に落ち着いた。後は、生活の中で、コミュニケーションがとれて、適度な運動ができれば理想。

北国の冬の太陽は「光れども燃えず」と表現される。最近は少しずつ、陽差しにぬくもりを感じられる日も増えてきた。春風が氷を解かし、水となって流れる音も耳に嬉しい。暖かくなると気持ちも軽くなる。全国ニュースでは桜の開花の話題もちらほら。4 月になれば札幌にも桜が咲くだろう。一気に花開く北海道。待ち遠しい。

(記：山川 雪子)

事業実績

会員数
3,603 人

<男性> <女性>
2,708 人 895 人

契約件数
15,326 件

契約金額
749,513,359 円

令和 4 年 2 月末現在